

令和5年度 第1回「島根県幹線道路協議会交通渋滞対策部会」
議事概要

1. 日時 令和5年8月30日(水) 13:30 ~ 14:30

2. 場所 国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所 大会議室

3. 出席者
別紙のとおり

4. 議事
別紙のとおり

5. 議事概要

- ・松江地区 山代交差点について、令和4年に対策が完了し、令和5年度の点検において20km/h以下の時間帯数が主要渋滞箇所の選定基準を下回る結果になった。次年度も同様の結果であれば、現地を確認し、特定解除に向けて議論することで共有した。
- ・主要渋滞箇所特定解除フローの改訂について提案し、了承いただいた。

6. 委員からの主な意見

- ・P13の表の主要渋滞箇所の中で速度が20km/h以下の時間帯が少なく、主要渋滞箇所の選定基準に該当しない箇所があるが特定解除されていないのはなぜか。

<事務局回答>

現在の主要渋滞箇所特定解除フローでは、渋滞対策を実施した主要渋滞箇所または周辺状況が変化した主要渋滞箇所となっており、それに該当していないため特定解除されていない。

- ・松江都市圏におけるTDM施策について、松江商工会議所や今後、大学等と連携するということで、効果がどんどん上がっていくと思われる。ただ、一般企業だけにはお願いするのではなく、例えば松江市内だったら県庁、市役所の職員のみなさまにもご協力いただくことも必要ではないかと思う。国だけではなく、県庁、市役所も一緒になって取り組んでいただきたい。

<島根県回答>

周辺で松江北道路や新大橋の関係も渋滞対策を進めているのでそれに合わせて渋滞対策としてTDM施策の周知を図りたい。

令和5年度 第1回島根県幹線道路協議会 交通渋滞対策部会

日時：令和5年8月30日（水）13:30～
場所：国土交通省 松江国道事務所 大会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. あいさつ

3. 議 事

- | | |
|-------------------|--------|
| (1)これまでの検討経緯 | 【報告事項】 |
| (2)渋滞対策の実施状況 | 【報告事項】 |
| (3)主要渋滞箇所のフォローアップ | 【報告事項】 |
| (4)渋滞対策の効果検証 | 【報告事項】 |
| (5)主要渋滞箇所の特定解除 | 【議 論】 |
| (6)ピンポイント渋滞対策の検討 | 【報告事項】 |
| (7)松江都市圏におけるTDM施策 | 【報告事項】 |
| (8)観光地における渋滞対策 | 【報告事項】 |
| (9)その他（情報提供） | |
| (10)意見交換 | |

4. 閉会

◇配布資料◇

◆出席者名簿

◆部会規約（案）

◆資料1

令和5年度 第1回 島根県幹線道路協議会 交通渋滞対策部会
出席者名簿

所属等	氏名	代理出席者等
国土交通省中国地方整備局		
企画部 広域計画課長	佐々田 敬久	欠席
道路部 道路計画課長	内田 豪士	
道路部 地域道路課長	伊本 浩之	欠席
道路部 交通対策課長	西岡 寿雄	欠席
◎ 松江国道事務所長	近藤 弘嗣	
松江国道事務所 計画課長	山本 活稔	
松江国道事務所 管理第二課長	中尾 真也	(代理) 管理第二課 保全対策官 石本 幸夫
浜田河川国道事務所長	中野 崇	
浜田河川国道事務所 調査設計課長	守川 倫	
浜田河川国道事務所 道路管理課長	佐藤 篤	欠席
国土交通省中国運輸局		
交通政策部 環境・物流課長	大林 元	欠席
島根運輸支局 首席運輸企画専門官	鬼村 まり子	
西日本高速道路株式会社		
中国支社 総務企画部 企画調整課長	阪本 良夫	(代理) 企画調整課 課長代理 杉田 幸浩
島根県警察本部		
交通部 交通規制課長	服部 浩	
交通部 交通管制センター長	坂井 克也	
島根県		
土木部 道路維持課長	大野 利博	
○ 土木部 道路建設課長	小村 武彦	
土木部 高速道路推進課長	佐々木 徹	欠席
土木部 都市計画課長	神田 孝	
松江市		
都市整備部 部長	井上 雅雄	(代理) 交通政策課 交通政策係長 長谷川 丈洋
出雲市		
都市建設部 部長	北脇 正巳	(代理) 道路建設課 課長 錦織 良文
(公社) 島根県トラック協会		
専務理事	山根 健治	
(一社) 島根県旅客自動車協会		
専務理事	秦 日出海	
(公社) 島根県観光連盟		
専務理事	松本 修吉	

◎ : 部会長 ○ : 副部会長

島根県幹線道路協議会 交通渋滞対策部会規約

(名称)

第1条 本会は、「島根県幹線道路協議会交通渋滞対策部会」（以下部会と言う）と称する。

(設置)

第2条 部会は、「島根県幹線道路協議会」規約第3条第4項による「部会」に位置する。

(目的)

第3条 部会は、島根県における総合的な渋滞対策を推進することを目的とする。

(所掌事務)

第4条 部会は、前条の目的を達成するために次の事項について検討する。

- (1) 渋滞対策プログラムの策定に関すること。
- (2) 実施に当たっての連絡調整。
- (3) その他、本会の目的に必要なと認められる事項。

(組織)

第5条 部会は、別表に掲げる委員により構成するものとする。

(役員)

第6条 部会は、次の委員を置く。

部会長 1名（国土交通省松江国道事務所長）
副部会長 1名（島根県土木部道路建設課長）

2. 部会長は部会を代表し、会務を総括する。副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故のあるときは、この任務を代行する。

(運営)

第7条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第8条 事務局は、島根県土木部道路建設課に置く。

(付則)

この規約は平成5年6月8日から施行する。
この規約は平成6年8月23日から施行する。
この規約は平成7年12月19日から施行する。
この規約は平成16年5月7日から施行する。
この規約は平成24年7月26日から施行する。
この規約は平成25年6月28日から施行する。
この規約は平成26年9月8日から施行する。
この規約は平成28年7月28日から施行する。
この規約は平成29年7月28日から施行する。
この規約は令和元年8月6日から施行する。
この規約は令和4年8月22日から施行する。

(別表)

島根県幹線道路協議会交通渋滞対策部会名簿

所 属 名	役 職 名	備 考	
中国地方整備局 企画部 道路部	広域計画課長 道路計画課長 地域道路課長 交通対策課長	部会長	
松江国道事務所	所長 計画課長 管理第二課長		
浜田河川国道事務所	所長 調査設計課長 道路管理課長		
中国運輸局 交通政策部 島根運輸支局	環境・物流課長 首席運輸企画専門官		
西日本高速道路株式会社 中国支社	企画調整課長		
島根県警察本部 交通部	交通規制課長 交通管制センター長		
島根県 土木部	道路維持課長 道路建設課長 高速道路推進課長 都市計画課長		副部会長
松江市 都市整備部	部長		
出雲市 都市建設部	部長		
(公社) 島根県トラック協会	専務理事		
(一社) 島根県旅客自動車協会	専務理事		
(公社) 島根県観光連盟	専務理事		